

## 計画の構成

# 第4次愛知県環境基本計画 中間とりまとめ

## 概 要

### 第1章 計画の基本的事項

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

### 第2章 「あいちの環境」を取り巻く状況

- 1 社会経済情勢の変化
- 2 環境の状況

### 第3章 計画の目標

- 1 計画の目標
- 2 目標の実現に向けた環境施策展開の考え方
- 3 2020年度までの施策展開における「主要目標」

### 第4章 2020年度までの環境施策の方向

- 1 「環境と経済の調和のとれたあいち」に向けて
- 2 「安全で快適に暮らせるあいち」に向けて
- 3 「県民みんなが行動するあいち」に向けて
- 4 総合的な施策推進に向けて：「人づくり」の推進

### 第5章 計画の推進

- 1 計画の推進
- 2 計画の進行管理

# 第1章 計画の基本的事項

## 1 策定の趣旨

- 愛知県環境基本計画は、愛知県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向を示すもので、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。
- 本県では、第3次愛知県環境基本計画を平成20年3月に策定し、環境保全に関する施策を推進してきた結果、一定の成果を上げることができましたが、自動車交通の集中による道路沿道の大気汚染や騒音、民生部門などで取り組みが遅れている温室効果ガスの削減など、依然として課題が残されています。
- 自動車交通環境問題や地球温暖化問題など、県民の日常生活や事業活動と深く結びついている環境問題については、環境に配慮した社会経済システムやライフスタイル、都市構造の転換などに着実に繋がる具体的な施策を、より一層推進することが必要です。
- また、平成22年10月に開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」の成果を環境施策の推進へと生かしていくこと、平成26年11月に開催される「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」を契機とした環境面で地域を支える「人づくり」に取り組んでいくことが、求められています。
- このため、本県独自の経験や土壌を生かし、社会情勢の変化や環境政策の多様化を踏まえながら、持続可能な社会の構築に向けて、これからの環境施策の方向性を示す新たな計画を策定するものです。

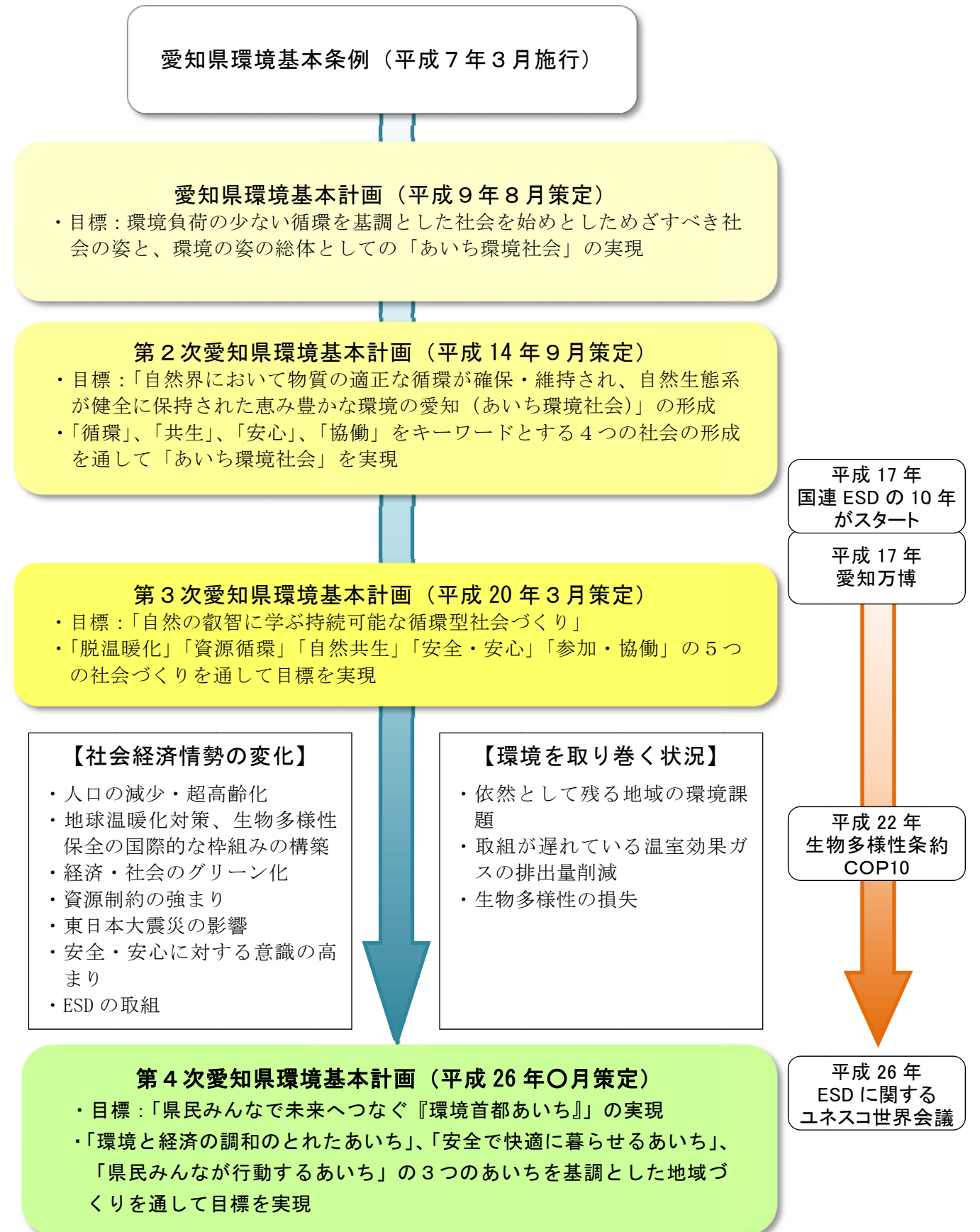
## 2 計画の位置付け

- 本県のさらなる発展に向け、県だけでなく市町村をはじめ地域の様々な主体が地域づくりに取り組むための指針である「あいちビジョン2020」に沿った環境政策の全体像を示す計画です。
- 本県の環境関係の個別計画の上位計画であると同時に、環境の視点を盛り込んだ県政の様々な分野における計画とも連携し、これらの計画と一体となって環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

## 3 計画の期間

- 平成42年（2030年）の愛知の環境のあるべき姿を環境保全の目標として示した上で、その実現に向けて平成32年度（2020年度）までに取り組むべき施策の方向を提示します。

「第4次愛知県環境基本計画」策定までの流れ



## 第2章 「あいちの環境」を取り巻く状況

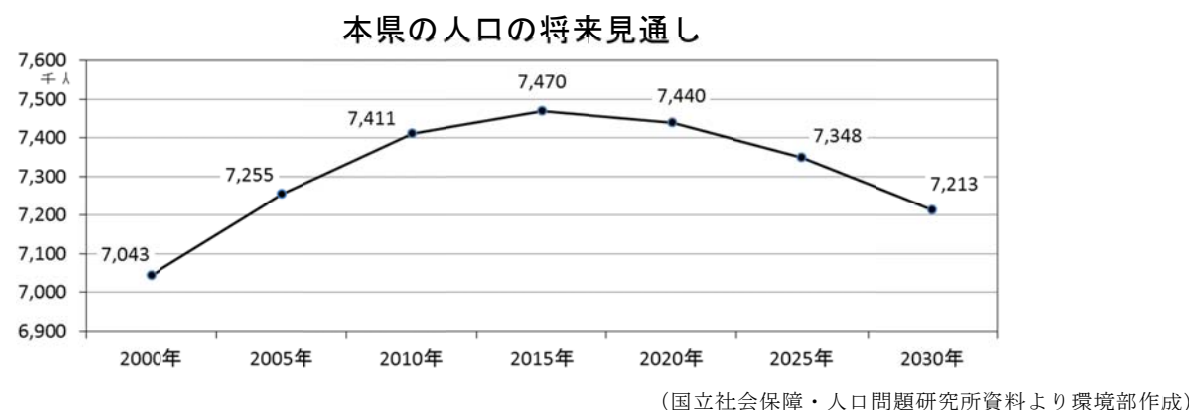
### 1 社会経済情勢の変化

#### (1) 人口減少・超高齢社会の進行

- 本県の人口は、平成 27 年（2015 年）の 747 万人をピークに減少に転じ、平成 42 年（2030 年）には 721 万 3 千人にまで減少すると見込まれています。
- 世帯数については、高齢者の増加に加え、現在の未婚化の傾向が変わらなければ、今後、単独世帯数が増加することが見込まれています。

##### [課題]

- ◆ 世帯の少人数化が進展することにより、1 人当たりで見たエネルギー消費量や家庭ごみ排出量が増加することが懸念されます。
- ◆ 世帯数の増加に伴う居住地の拡散により、自動車利用の拡大などの環境負荷の増大などが予想されることから、その対応が必要です。



#### (2) 地球環境問題に関する国際的な枠組みの構築

- 地球温暖化問題及び生物多様性保全については、国際的な枠組みを設定した条約が発効しています。両条約ともに、近年、新たな国際的枠組づくりに向けた議論が進められています。

##### [課題]

- ◆ 環境分野において日本をリードする地域として、地球環境問題に対する取組を積極的に推進していくことが必要です。

#### (3) 資源制約の強まり

- 新興国の経済発展によるエネルギー需要の増大などを背景に、近年、原油を始めとする化石燃料の価格は高い水準で推移しており、希少金属などの天然資源についても同様に、今後、世界規模で資源制約が強まるものと予想されています。

##### [課題]

- ◆ 枯渇が懸念される天然資源の消費をできる限り低減させた循環型の社会経済構造へと転換していくことが必要です。

#### (4) 経済・社会のグリーン化

- 環境配慮型の経済活動を進め、それによって経済発展を実現し、社会のあり方に変革をもたらしていくという「経済・社会のグリーン化」という考えが、環境・経済・社会の持続可能性の追求に関する世界の潮流となっています。

##### [課題]

- ◆ 環境問題を解決する産業や技術が発展し、環境の改善と経済の成長がともに実現するなど、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境の改善につながるという環境と経済が調和した関係を構築することが必要です。

#### (5) 東日本大震災による影響

- 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、生活や経済に甚大な影響を及ぼしただけでなく、原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染が発生し、県民の暮らしにおいて、環境面での安心・安全が、改めて強く意識されるきっかけとなりました。
- また、地震と津波による建築物の倒壊に伴って大量の災害廃棄物が発生し、その処理が課題として浮き彫りとなりました。

##### [課題]

- ◆ 環境政策の原点である暮らしの中における環境面での安全・安心の確保に向け、引き続き各種環境施策を実施していくことが必要です。
- ◆ 大規模災害発生時においても円滑に廃棄物を処理できる体制を、平素から築いておくことが必要です。

#### (6) 愛知万博・COP10の理念・成果の継承

- 平成 17 年、環境をテーマとした「2005 年日本国際博覧会（愛知万博）」が開催され、県民を始めとする来場者は、会場内の至る所で展開された環境への配慮に触れ、自らも参加することによって、環境意識が大きく高められました。
- 平成 22 年 10 月に開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）」では、県民の環境に対する関心・意識が一層高まっただけでなく、COP10 の開催地、そして生物多様性の保全に先導的に取り組む地域として、世界に名を広める契機となりました。

##### [課題]

- ◆ 愛知万博と COP10 の理念と成果を継承・具体化していくことが、本県の大きな役割となっています。

#### (7) 「ESDに関するユネスコ世界会議」の開催

- 本年 11 月、「持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議」の「閣僚級会合及び全体の取りまとめ会合」が、本県において開催されます。
- 持続可能な開発をあらゆるレベルで具体化していくためには、人づくり、とりわけ、教育が重要であることから、持続可能な開発のための教育に関する取組が、我が国を始め世界各地で進められています。

##### [課題]

- ◆ この会議を契機として、持続可能な社会を担う「人づくり」を進めていくことが必要です。



## 2 環境の状況

### (1) 大気環境

- 二酸化窒素は、幹線道路沿道の一部の自動車排出ガス測定局で非達成となっていました。平成 23、24 年度はすべての測定局で環境基準を達成しています。
- 光化学オキシダントは、すべての測定局で環境基準を達成していません。
- 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) は、平成 21 年 9 月に環境基準が新たに設定され、その常時監視を平成 23 年度に開始しましたが、半数以上の測定局で環境基準を達成していません。

#### [課題]

- ◆ 光化学オキシダント及び微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) については、環境基準の達成及び健康影響の未然防止に向け、効果的な原因物質削減対策の推進が必要です。
- ◆ 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) については、発生源が多岐にわたり、また、生成メカニズムが複雑であることから、環境監視を続けていく中で、効果的な対策を行うための知見を集積することが必要です。

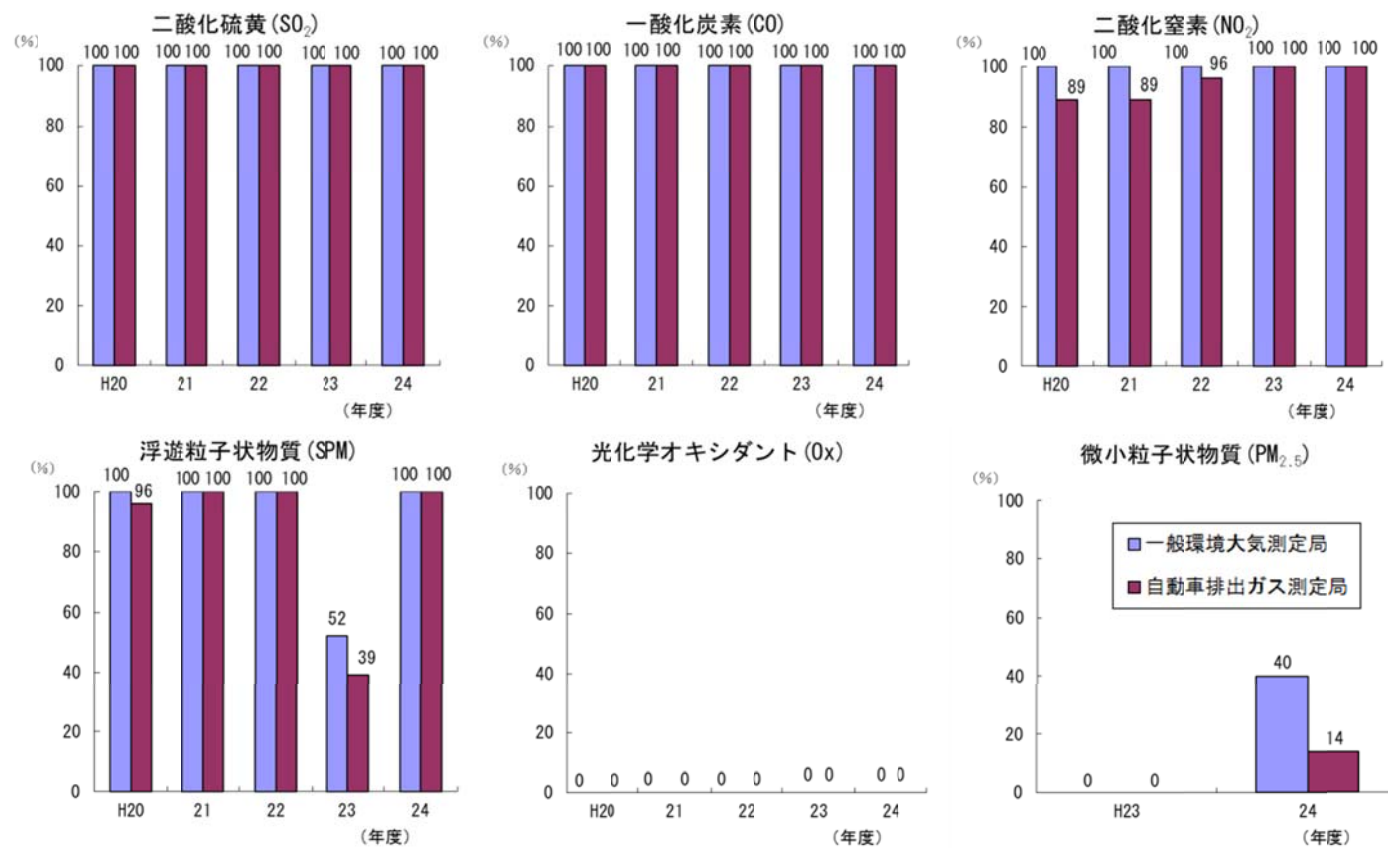
### (2) 温室効果ガス

- 本県の温室効果ガスの総排出量は、平成 19 年度 (2007 年度) にピークに達した後減少に転じており、平成 21 年度 (2009 年度) には、京都議定書の基準年度 (1990 年度) を初めて下回りました。
- 平成 22 年度 (2010 年度) の県内の温室効果ガス排出量は、基準年度比で 2.3% の削減にとどまっています。

#### [課題]

- ◆ 温室効果ガスの排出量を削減するため、地域全体で省エネルギーの取組とともに、再生可能エネルギーの活用などにより、化石燃料からの転換を進めていくことが必要です。
- ◆ 温室効果ガスの排出量が増加している業務部門、家庭部門及び運輸部門については、日常の社会経済活動と大きな関わりがあることから、省資源・省エネルギーを徹底するライフスタイルの実現に向けた県民全体の理解と行動が必要です。

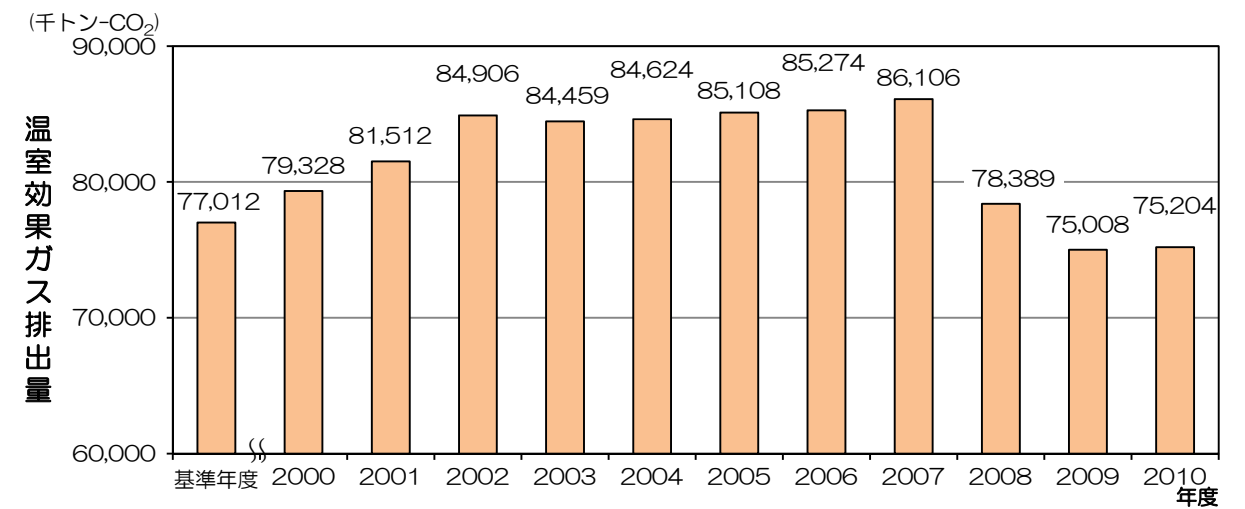
大気汚染に係る環境基準達成率の経年変化



(注) 微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の測定局数は、平成 23 年度が一般環境大気測定局 3 局、自動車排出ガス測定局 1 局、平成 24 年度が一般環境大気測定局 15 局、自動車排出ガス測定局 7 局。

(環境部調べ)

本県における温室効果ガスの総排出量の推移



(注) 基準年度は 1990 年度 [ただし、代替フロン等 3 ガス (HFC、PFC、SF<sub>6</sub>) は 1995 年度] である。

(環境部調べ)